

指摘事項	指摘に対する措置
1 特定非営利活動法人宇都宮市国際交流協会	
ア 団体に対するもの	
<ul style="list-style-type: none"> 管理費の支出命令書のうち、支出日が翌年度のものについて、平成30年度中に支出命令しているにもかかわらず、翌年度の決裁者が押印していた。 <p style="text-align: center;">国際交流プラザ</p>	<p>指摘を踏まえ、速やかに支出命令書を修正し、誤りが無いことを確認しました。</p> <p>また、関係法令について共通理解を図るとともに、今後は複数人で内容の確認を徹底することとしました。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 補助金の精算に伴う補助金等収入の減額調定について、補助金等返還請求書を収受した日（3月31日）に調定すべきところ、返還金を市に戻入した日（5月1日）に調定していた。また、調定書について、翌年度の決裁者が押印していた。 <p style="text-align: center;">国際交流プラザ</p>	<p>指摘を踏まえ、速やかに調定書を修正し、誤りが無いことを確認しました。</p> <p>また、関係法令について共通理解を図るとともに、今後は複数人で内容の確認を徹底することとしました。</p>
5 公益財団法人とちぎYMCA	
ア 所管課に対するもの	
<p>指定管理者が物販を行う場合に必須となる目的外使用許可について、指定管理者に的確な指導監督をしていなかった。</p> <p style="text-align: center;">子ども未来課</p>	<p>指摘を踏まえ、速やかに指定管理者に対して物販に係る目的外使用許可の手続について指導するとともに、双方で共通理解を図りました。また、許可申請を提出させるとともに、使用料を徴収しました。</p> <p>引き続き、関係法令等の遵守を徹底するよう改めて指導しました。</p>
イ 団体に対するもの	
<p>施設において指定管理者が物販を行う場合、必ず目的外使用許可を申請するとともに、あわせて使用料を納付しなければならないが、駄菓子等の物販に係る目的外使用について、許可申請をせず、使用料も納付していなかった。</p> <p style="text-align: center;">子ども未来課</p>	<p>指摘を踏まえ、速やかに目的外使用許可の申請と使用料の納付をしました。</p> <p>また、法人全体で目的外使用許可について共通理解を図りました。</p> <p>引き続き、関係法令等に基づき、適正な施設管理に努めることとしました。</p>
6 特定非営利活動法人うつのみや環境行動フォーラム	
ア 団体に対するもの	
<p>指定事業等に係る収支については、収支の総額を表示することにより、一会計年度における一切の収入及び支出を明確にしなければならないが、講座の実施に係る収支について、総額を算入せず、教材費等（支出）と受講者から実費徴収した教材費（収入）とを相殺し、その差額のみを支出していた。</p> <p style="text-align: center;">環境政策課</p>	<p>指摘を踏まえ、指定管理者の収支に係る講座の費用については、各報告資料にその総額を算入するよう指示を行いました。</p> <p>また、市のマニュアルについて共通理解を図りました。</p> <p>今後は、複数人で内容の確認を徹底することとしました。</p>